

建築基準法施行条例

〔昭和46年7月19日〕
〔条例第33号〕

- 改正 (い) 昭和53年7月5日条例第23号 (昭和53年10月1日施行)
(ろ) 昭和62年12月23日条例第46号 (昭和62年12月23日施行)
(は) 平成5年3月29日条例第20号 (平成5年6月25日施行)
(に) 平成13年3月27日条例第31号 (平成13年7月1日施行)
(ほ) 平成31年3月22日条例第29号 (令和元年6月25日施行)

建築基準法施行条例

目次

- 第1章 総則 (第1条・第2条)
第2章 建築物の敷地及び構造 (第3条—第6条)
第3章 特殊建築物
第1節 共同住宅、寄宿舎及び長屋 (第7条・第8条)
第2節 ホテル、旅館及び公衆浴場 (第9条)
第3節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場 (第10条—第16条)
第4節 自動車車庫及び自動車修理工場 (第17条・第18条)
第4章 建築物の敷地と道路との関係 (第19条—第25条)
第5章 災害危険区域 (第26条・第27条) (い)
第5章の2 日影による中高層の建築物の高さの制限 (第27条の2) (い)
第6章 雑則 (第28条—第30条)
第7章 罰則 (第31条・第32条)
附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条の規定による災害危険区域の指定及びその区域内における建築に関する制限、法第40条の規定による建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限の附加、法第43条第3項の規定による建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の附加並びに法第56条の2第1項の規定による日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。(い)(ほ)

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

第2章 建築物の敷地及び構造

(がけに近接する建築物)

第3条 建築物が高さ2メートルをこえるがけに近接する場合は、がけの上にあつてはが

けの下端から、がけの下にあつてはがけの上端から、建築物との間にそのがけの高さの2倍以上の水平距離を保たなければならない。

- 2 鉄筋コンクリート造等の重量建築物をがけの上に建築しようとする場合にあつては、前項の数値を安全上支障がない程度に増大しなければならない。
- 3 前2項の規定は、建築物の用途、規模若しくは構造若しくは擁壁の設置又はがけの状況により建築物が安全上支障がないと認められる場合には適用しない。

(木造建築物等の防蟻)

第4条 木造の建築物又は木造とその他の構造とを併用する建築物の木造の部分は、防蟻のため、次の各号に定める構造としなければならない。ただし、土地及び建築物の状況によりこれらの構造とする必要がないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 地面（床下の部分でコンクリートその他これらに類するものでおおわれている部分を除く。）から高さ20センチメートル以下に木造の構造耐力上主要な部分を設けないこと。
- (2) 土台又は外回りの柱及び台所、浴室等の柱の下部のこぐち及びほぞ部分には防蟻上有効な措置を講ずること。

(防蟻措置を施さなければならない木造建築物)

第5条 階数2以上、かつ、延べ面積500平方メートルをこえる木造の建築物は、白蟻の侵蝕を防ぐために防蟻上有効な措置を講じなければならない。ただし、土地及び建物の状況により、蟻害のおそれがないと認められる場合は、この限りでない。

(連続式店舗の通路)

第6条 建築物に設ける各構えごとに区画された連続式店舗（その居室の床面積の合計が500平方メートル以下のものを除く。）の売場の前面には、幅員2.5メートル以上の通路を避難上有効に設けなければならない。ただし、片側のみに売場を有するものにあつては、その通路の幅員は、1.5メートル以上とすることができる。

第3章 特殊建築物

第1節 共同住宅、寄宿舎及び長屋

(共同住宅等の内装)

第7条 共同住宅、寄宿舎又は長屋（以下「共同住宅等」という。）の用途に供する建築物（主要構造部を準耐火構造としたものを除く。）の床（最下階の床を除く。）又は階段が木造である場合においては、その直下の天井又は階段裏の仕上げを難燃材料でしなければならない。(は)(に)

(共同住宅等の構造)

第8条 共同住宅等の主要な出入口は、道（都市計画区域及び準都市計画区域内にあつては、道路。以下同じ。）に面して設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する共同住宅等で周囲の状況により安全上支障がないと認められる場合は、この限りでない。(は)(に)

- (1) 主要構造部を準耐火構造とし、又は法第2条第9号の3ロに該当するもの(に)
- (2) 主要な出入口から道又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員が1.5メートル以上の通路を設けたもの(に)

2 長屋で次の各号のいずれかに該当するものは、主要構造部を準耐火構造とし、又は法第2条第9号の3ロに該当する建築物としなければならない。(は)(ろ)(に)

- (1) 主要な出入口が道に面しない長屋で、その戸数が6を超えるもの
- (2) 3階以上の階を長屋の用途に供するもの（地階を除く階数が3であつて令第136条の2に規定する技術的基準に適合するものを除く。）

第2節 ホテル、旅館及び公衆浴場

(ボイラー室又はこれに類する部分の構造)

第9条 ホテル、旅館又は公衆浴場のボイラー室又はこれに類する部分の構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。(に)

- (1) 主要構造部を不燃材料でつくること。
- (2) 外壁の開口部には、法第2条第9号の2ロに規定する防火設備を設けること。(に)
- (3) ボイラー室又はこれに類する部分とその他の部分とを耐火構造とした床若しくは壁又は特定防火設備で区画すること。

第3節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場

(劇場等の屋外への出口) (に)

第10条 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（以下「劇場等」という。）の屋外への出口は、次に掲げるところにより設けなければならない。(に)

- (1) 屋外への出口の数は、2以上とすること。(に)
- (2) 屋外への出口は、客席部分の出口から円滑に避難できる位置に配置するとともに、相互にできる限り離すこと。(に)
- (3) 屋外への出口の幅は、避難の際に当該出口を通過することが想定される人数1人につき0.8センチメートルの割合で計算した数値（その数値が1メートル未満のときは、1メートルとする。）以上とすること。(に)
- (4) 主要な屋外への出口（日常的に使用する出口又はその付近の出口をいう。以下同じ。）の幅の合計は、前号の規定により計算された数値の合計の2分の1以上とすること。(に)

(劇場等の客席部分の出口) (に)

第11条 劇場等の客席部分（客席部分が避難の際に相互に行き来することができない部分に区画されているときは、それぞれ区画されている客席部分をいう。以下この項において同じ。）の出口は、次に掲げるところにより設けなければならない。(に)

- (1) 出口の数は、次の表の左欄に掲げる客席部分の定員に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数以上とすること。(に)

客席部分の定員	出口の数
30人未満	1
30人以上300人未満	2
300人以上600人未満	3
600人以上1,000人未満	4
1,000人以上	5

- (2) 出口は、劇場等の客席部分から容易に認識できる位置に配置すること。(に)
- (3) 出口を2以上設けるときは、避難上有効に配置するとともに、相互にできる限り離すこと。(に)

- (4) 出口の幅は、避難の際に当該出口を通過することが想定される人数1人につき0.8センチメートルの割合で計算した数値（その数値が1メートル未満のときは、1メートルとする。）以上とすること。(に)
- (5) 日常的に使用する出口の幅の合計は、前号の規定により計算された数値の合計の2分の1以上とすること。(に)
- 2 前項第1号の客席部分の定員は、次の各号に掲げる部分の区分に応じ、当該各号に掲げるところにより計算した数又は数値（その数値に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）を合計した数値とする。(に)
 - (1) 1人ごとに区画されたいす席を設ける部分 当該部分にあるいす席の数(に)
 - (2) 長いす式のいす席を設ける部分 当該部分にあるいす席の正面の幅を40センチメートルで除して得た数値(に)
 - (3) 前2号に規定するいす席以外のいす席を設ける部分 当該部分の床面積を0.45平方メートルで除して得た数値(に)
 - (4) ます席を設ける部分 当該部分の床面積を0.3平方メートルで除して得た数値(に)
 - (5) 立ち席を設ける部分 当該部分の床面積を0.2平方メートルで除して得た数値(に)

(劇場等の客席部分の構造) (に)

第12条 劇場等の客席部分のうち、主階以外にある客席の前面（舞台に直接面する部分を除く。以下同じ。）及び立ち席の前面には、高さ75センチメートル以上の手すりを設けなければならない。ただし、主階以外にある客席の前面に広い幅の手すり壁等を設けることにより安全上支障がないと認められるときは、この限りでない。(に)

- 2 劇場等の客席部分に段床を設ける場合は、次に掲げるところによらなければならない。(に)
 - (1) 段床の床幅は、80センチメートル以上とすること。(に)
 - (2) 段床の段の高さが50センチメートル以上あるときは、客席の前面に高さ75センチメートル以上の手すりを設けること。ただし、客席の前面に広い幅の手すり壁等を設けることにより安全上支障がないと認められるときは、この限りでない。(に)
- 3 劇場等の客席部分の通路は、次に掲げるところにより設けなければならない。(に)
 - (1) 通路を傾斜路とする場合は、その勾こう配を10分の1以下とすること。ただし、通路に手すり等を設けたときは、その勾こう配を8分の1以下とすることができる。(に)
 - (2) 通路を階段とする場合において、通路の高低差が3メートルを超えるときは、高さ3メートル以内ごとに横通路又は廊下若しくは直通階段に通ずるずい道を設けること。ただし、階段の勾こう配が5分の1以下の場合、この限りでない。(に)
 - (3) 前号の規定により設けられた横通路の幅は、避難の際に当該横通路を通過することが想定される人数1人につき0.6センチメートルの割合で計算した数値（その数値が1メートル未満のときは、1メートルとする。）以上とすること。(に)

(劇場等の客席部分と舞台部分との区画) (に)

第13条 劇場等（客席部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものに限る。）は、客席部分と舞台部分（花道等を除く。）との境界を準耐火構造の額壁で区画し、当該額壁を小屋裏に達するようにしなければならない。(は)(に)

(劇場等の廊下) (に)

第14条 劇場等の廊下は、次に掲げるところにより設けなければならない。(に)

- (1) 廊下の幅は、避難の際に当該廊下を通過することが想定される人数1人につき0.6セ

ンチメートルの割合で計算した数値（その数値が1.2メートル未満のときは、1.2メートルとする。）以上とすること。(に)

- (2) 客席部分からの出口の扉は、避難の障害にならないよう設置し、かつ、扉が開いた状態で前号の規定により計算された数値の2分の1以上を妨げないこと。(に)
- (3) 廊下は、原則として、避難する方向に向かつて狭くならないこと。(に)
- (4) 廊下の行き止まりとなる部分の長さは、10メートル以下とすること。(に)

(劇場等の直通階段)

第15条 劇場等の避難階又は地上に通ずる直通階段（以下この条において「直通階段」という。）は、次に掲げるところにより設けなければならない。(に)

- (1) 直通階段の幅は、避難の際に当該直通階段に流入することが想定される人数1人につき1センチメートルの割合で計算した数値以上とすること。(に)
- (2) 直通階段は、前号の規定により計算された数値の2分の1以上が劇場等の主要な屋外への出口の付近に通ずるよう配置すること。(に)
- (3) 直通階段の出入口の幅は、第1号の人数1人につき0.8センチメートルの割合で計算した数値以上とすること。(に)

(劇場等の避難階段等) (に)

第15条の2 劇場等の直通階段のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、令第123条第2項に規定する屋外に設ける避難階段（以下「屋外避難階段」という。）又は同条第3項に規定する特別避難階段（以下「特別避難階段」という。）としなければならない。(に)

- (1) 劇場等の客席部分から直接進入することができる直通階段(に)
- (2) 劇場等の客席部分が避難階より下方にあり、その高低差が6メートルを超える場合における避難階までの直通階段(に)

(劇場等の避難階における避難経路) (に)

第15条の3 劇場等の直通階段の避難階における出口の幅は、当該直通階段の幅の10分の8以上としなければならない。(に)

- 2 前項の直通階段が避難階において建物の内部に面している場合においては、当該直通階段の避難階における出口から屋外への出口に至る経路は、他の用途に供する部分（共用ロビー、共用廊下等を除く。）を經由してはならない。(に)
- 3 前項の経路の幅は、避難階において建物の内部に面している直通階段の出口の幅の合計以上としなければならない。(に)

(劇場等の敷地内の通路) (に)

第15条の4 劇場等の敷地内には、避難階における屋外への出口及び屋外階段の出口から、道又は公園、広場その他の空地に通ずる通路を設けなければならない。(に)

- 2 前項の通路の幅は、同項の屋外への出口及び屋外階段の出口の幅の合計（その幅の合計が2メートル未満のときは、2メートルとする。）以上としなければならない。(に)

(劇場等の用途に供する部分への準用) (に)

第15条の5 第10条から前条までの規定は、劇場等の用途に供する部分（一の建築物の中に複数の劇場等が設置される場合又は劇場等が他の用途に供する部分と複合して設置される場合に、一の劇場等の客席部分とこれに併せて設けられる客用廊下、舞台、楽屋等とを合わせた一団の部分をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、こ

これらの規定中「劇場等」とあるのは「劇場等の用途に供する部分」と、第10条及び第15条第2号中「屋外への出口」とあるのは「屋外への出口又は共用ロビー、共用廊下等への出口」と、第15条の3第2項中「共用ロビー」とあるのは「他の劇場等の用途に供する部分を含み、共用ロビー」と読み替えるものとする。(に)

(劇場等の用途に供する部分における直通階段の共用) (に)

第15条の6 劇場等の用途に供する部分における避難のための直通階段で他の用途に供する部分(他の劇場等の用途に供する部分を含み、共用ロビー、共用廊下等を除く。以下同じ。)における避難のための直通階段と共用するもの(以下「共用直通階段」という。)の幅は、各用途に供する部分につき必要とされる階段の幅の合計以上としなければならない。(に)

- 2 劇場等の用途に供する部分から共用直通階段までの経路は、他の用途に供する部分を経由してはならない。(に)
- 3 複数の劇場等の用途に供する部分において共用する直通階段の幅は、避難の際に各階において当該直通階段に流入することが想定される人数(以下「流入人数」という。)を合計した人数1人につき1センチメートルの割合で計算した数値以上としなければならない。(に)
- 4 前項の規定にかかわらず、同項の直通階段を屋外避難階段又は特別避難階段とした場合における当該直通階段の幅は、流入人数(一の劇場等の用途に供する部分の客席が複数の階にある場合においては、各階の流入人数を合計した人数とする。)の最大的人数1人につき1センチメートルの割合で計算した数値以上とすることができる。(に)
- 5 前項の屋外避難階段には、流入人数1人につき0.05平方メートルの割合で計算した数値以上の面積の付室又はバルコニーを各階に設けなければならない。(に)

(劇場等に対する制限の緩和) (に)

第16条 劇場等の用途に供する建築物で、その用途又は規模により防火上、避難上及び衛生上支障がないと認められる場合は、この節の規定による制限を緩和することができる。

第4節 自動車車庫及び自動車修理工場

(車庫等の構造)

第17条 次の各号のいずれかに該当する建築物の部分を自動車車庫(当該床面積の合計が50平方メートル以下のものを除く。以下この節において同じ。)又は自動車修理工場の用途に供する場合においては、これらの用途に供する部分の主要構造部を準耐火構造又は令第109条の3第2号に規定する構造としなければならない。(は)(に)

- (1) 直上に2以上の階があるもの
- (2) 直上階の居室の床面積が100平方メートルを超えるもの(は)

(他の用途との区画)

第18条 建築物の一部を自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する場合は、その部分とその他の部分との境界に設ける開口部には、法第2条第9号の2ロに規定する防火設備を設けなければならない。(に)

第4章 建築物の敷地と道路との関係

(適用区域)

第19条 この章の規定は、都市計画区域及び準都市計画区域内に限り適用する。(に)

(一定の複数建築物に対する制限の緩和) (に)

第19条の2 法第86条第1項若しくは第2項又は第86条の2第1項の規定により特定行政庁の認定を受けた建築物の敷地等については、この章の規定は、適用しない。(に)

(大規模建築物の敷地と道路との関係)

第20条 延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、道路に6メートル以上接しなければならない。ただし、建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で、特定行政庁が安全上支障がないと認めるときは、この限りでない。(に)

(特殊建築物の敷地と道路との関係)

第21条 次の各号のいずれかに該当する用途に供する特殊建築物で、その用途に供する床面積の合計が200平方メートルを超えるものの敷地は、道路に4メートル以上接しなければならない。ただし、建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で、特定行政庁が安全上支障がないと認めるときは、この限りでない。(ろ)(は)(に)

- (1) 学校、体育館、博物館、美術館又は図書館
- (2) ボーリング場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場
- (3) 病院、診療所又は児童福祉施設等
- (4) 共同住宅等
- (5) ホテル、旅館又は下宿
- (6) 物品販売業を営む店舗又は展示場
- (7) 劇場等
- (8) 遊技場又はダンスホール(は)
- (9) キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー(は)
- (10) 料理店又は飲食店(は)
- (11) 公衆浴場
- (12) 自動車車庫又は自動車修理工場
- (13) 映画スタジオ又はテレビスタジオ
- (14) 倉庫業を営む倉庫又は貨物等の集配所
- (15) 卸売市場

(物品販売業を営む店舗の敷地と道路との関係)

第22条 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物(当該用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のものを除く。)の敷地は、当該用途に供する床面積が最大の階におけるその床面積100平方メートルにつき120センチメートルの割合で計算した数値以上道路に接しなければならない。ただし、建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で、特定行政庁が安全上支障がないと認めるときは、この限りでない。(に)

- 2 前項の建築物の主要な出入口の前面には、道路に接する奥行き2メートル以上の空地を設けなければならない。(は)
- 3 前項の空地内には、主要構造部が準耐火構造であり、又は不燃材料で造られている高さ3メートル以上にある建築物の部分を突き出すことができる。(は)(に)

(劇場等の敷地と道路との関係)

第23条 劇場等の用途に供する建築物の敷地は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以上の幅員の道路に接しなければならない。ただし、建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で、特定行政庁が安全上支障がないと認めるときは、この限りでない。(に)

客席部分の床面積の合計	道路の幅員
200平方メートルを超えて600平方メートル以下のもの	6メートル
600平方メートルを超えるもの	8メートル

2 前項の建築物の主要な出入口の前面には、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以上の奥行きを有し、かつ、第10条第3号の規定に準じて計算した数値以上の幅で前項の道路に接する空地を設けなければならない。(に)

客席部分の床面積の合計	奥行
200平方メートル以下のもの	1.5メートル
200平方メートルを超えて600平方メートル以下のもの	2.0メートル
600平方メートルを超えるもの	3.0メートル

3 前条第3項の規定は、前項の空地内について準用する。

(自動車車庫及び自動車修理工場の敷地と道路との関係)

第24条 自動車車庫(床面積の合計が150平方メートル以内のものを除く。)又は自動車修理工場の用途に供する建築物の敷地の出入口は、次の各号のいずれかに該当する道路に接して設けてはならない。ただし、特定行政庁が交通上支障がないと認める場合においては、この限りでない。(に)

- (1) 幅員6メートル未満の道路
- (2) 交差点若しくは曲り角から5メートル以内の道路又は急坂の道路
- (3) 電車の停留所若しくは折返し場、安全地帯、横断歩道、橋、踏切、トンネル又は陸橋から10メートル以内の道路

2 前項の建築物の出入口の前面には、奥行き2メートル以上の空地を設けなければならない。

3 第22条第3項の規定は、前項の空地内について準用する。

(倉庫業を営む倉庫、貨物等の集配所及び卸売市場の敷地と道路との関係)

第25条 前条の規定は倉庫業を営む倉庫、貨物等の集配所又は卸売市場の用途に供する建築物の敷地と道路との関係について準用する。

第5章 災害危険区域

(災害危険区域)

第26条 法第39条第1項に規定する災害危険区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域とする。(い)

(建築の制限)

第27条 前条の災害危険区域においては、住居の用に供する建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が建築物の構造若しくは敷地の状況又は急傾斜地崩壊防止工事の施工により被害をうけるおそれがないと認める場合は、この限りでない。(い)(に)

第5章の2 日影による中高層の建築物の高さの制限^(い)

(日影による中高層の建築物の高さの制限に係る区域及び日影時間の指定)^(い)

第27条の2 法第56条の2第1項の規定により日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区域は、次の表の左欄に掲げる区域とし、それぞれの区域について生じさせてはならない日影時間として法別表第4(に)欄の各号のうちから指定する号は、次の表の右欄に掲げる号とする。^{(い)(ろ)(は)(ほ)}

区域	法別表第4(に)欄の号
第一種低層住居専用地域 ^(は) 第二種低層住居専用地域 ^(は) 田園住居地域 ^(ほ)	(2)
第一種中高層住居専用地域 ^(は) 第二種中高層住居専用地域 ^(は)	(2)
第一種住居地域 ^(は) 第二種住居地域 ^(は) 準住居地域 ^(は)	(2)

第6章 雑則

(既存建築物に対する制限の緩和)

第28条 法第3条第2項の規定により、この条例の規定の適用をうけない建築物について、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合において、特定行政庁が、その建築物及び敷地の状況によりやむを得ないと認めるものについては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、この条例の規定の適用を緩和することができる。

(仮設建築物に対する特例)

第29条 第2章及び第3章の規定は、法第85条第5項若しくは第6項の規定により許可を受けた仮設興行場等又は法第87条の3第5項若しくは第6項の規定により許可を受けた建築物については、適用しない。^(ほ)

(避難安全性能を有する建築物に対する制限の緩和)^(に)

第30条 階避難安全性能又は全館避難安全性能を有する建築物の階については、第6条、第11条(第1項第2号及び第3号を除く。)、第13条及び第14条第1号の規定は、適用しない。^(に)

2 全館避難安全性能を有する建築物については、第10条第3号及び第4号、第15条から第15条の3(第2項を除く。)まで並びに第15条の6(第2項を除く。)の規定は、適用しない。^(に)

第7章 罰則

第31条 第3条第1項若しくは第2項又は第6条から第27条まで(第11条第2項、第16条、第19条、第19条の2、第22条第3項(第23条第3項、第24条第3項又は第25条において準用する場合を含む。))及び第26条を除く。)の規定に違反した場合における当該建築物又は建築設備の設計者(設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わない

で工事をした場合においては、当該建築物又は建築設備の工事施工者)は、20万円以下の罰金に処する。(ろ)に)

- 2 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主又は建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和46年9月1日から施行する。

(条例の廃止)

- 2 建築基準法施行条例(昭和35年鹿児島県条例第26号)は、廃止する。

(罰則に関する経過措置)

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和53年7月5日条例第23号)

この条例は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則(昭和62年12月23日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年3月29日条例第20号)

- 1 この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正法第1条の規定による改正前の都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により定められている都市計画区域に係る用途地域内の建築物については、この条例の施行の日から起算して3年を経過する日(その日前に同条の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第20条第1項の規定による告示があつた日)までの間は、改正後の建築基準法施行条例第27条の2の規定は適用せず、改正前の建築基準法施行条例第27条の2の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成13年3月27日条例第31号)

- 1 この条例は、平成13年7月1日から施行する。ただし、第8条及び第19条の改正規定並びに第19条の次に1条を加える改正規定は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成12年法律第73号)の施行の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月22日条例第29号)

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)附則第1条本文の政令で定める日から施行する。